



# 栃木県公報

令和7(2025)年  
2月25日(火)  
第581号

## 目次

### 告示

- 指定納付受託者の指定..... 109
- ふるさと“とちぎ”応援寄附金収納事務の委託..... 110
- 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し..... 110
- 生活保護法による指定医療機関の指定..... 110
- 生活保護法による指定介護機関の名称等の変更..... 111
- 生活保護法による指定介護機関の事業の廃止..... 112
- 予定保安林..... 112
- 道路の供用開始..... 114

### 公告

- 患畜の届出..... 114
- 県営土地改良事業に係る換地処分..... 114

## 告示

### 栃木県告示第62号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7（2025）年2月25日

栃木県知事 福田 富一

- 1 指定納付受託者に納付させる歳入の種類  
ふるさと“とちぎ”応援寄附金
- 2 指定納付受託者の主たる事務所の所在地及び名称等

名称	主たる事務所の所在地	指定した日	指定期間
楽天グループ株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号楽天クリムゾンハウス	令和6（2024）年4月1日	令和6（2024）年4月1日から令和7（2025）年3月31日まで
東日本旅客鉄道株式会社	東京都渋谷区代々木二丁目2番2号	令和6（2024）年4月1日	令和6（2024）年4月1日から令和7（2025）年3月31日まで
株式会社DGフィナンシャルテクノロジー	東京都渋谷区恵比寿南3丁目5番7号DGビル	令和6（2024）年4月1日	令和6（2024）年4月1日から令和7（2025）年3月31日まで
株式会社アイモバイル	東京都渋谷区3丁目26番20号	令和6（2024）年9月20日	令和6（2024）年9月20日から令和7（2025）年3月31日まで
株式会社トラストバンク	東京都品川区上大崎三丁目1番1号	令和6（2024）年11月22日	令和6（2024）年11月22日から令和7（2025）年3月31日まで
株式会社めぶきカード	茨城県水戸市南町3丁目4番12号	令和6（2024）年11月22日	令和6（2024）年11月22日から令和7（2025）年3月31日まで

栃木県告示第63号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7（2025）年2月25日

栃木県知事 福田 富一

- 1 委託事務の内容  
ふるさと“とちぎ”応援寄附金の収納事務
- 2 委託を受けた者の主たる事務所の所在地及び名称

委託を受けた者	主たる事務所の所在地	指定をした日	委託をした日	委託期間
PayPay株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号	令和6（2024）年4月1日	令和6（2024）年4月1日	令和6（2024）年4月1日から令和7（2025）年3月31日まで
楽天グループ株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリムゾンハウス	令和6（2024）年4月1日	令和6（2024）年4月1日	令和6（2024）年4月1日から令和7（2025）年3月31日まで
東日本旅客鉄道株式会社	東京都渋谷区代々木二丁目2番2号	令和6（2024）年4月1日	令和6（2024）年4月1日	令和6（2024）年4月1日から令和7（2025）年3月31日まで
株式会社DG フィナンシャル テクノロジー	東京都渋谷区恵比寿南3丁目5番7号DGビル	令和6（2024）年4月1日	令和6（2024）年4月1日	令和6（2024）年4月1日から令和7（2025）年3月31日まで
株式会社アイモバイル	東京都渋谷区3丁目26番20号	令和6（2024）年9月20日	令和6（2024）年9月20日	令和6（2024）年9月20日から令和7（2025）年3月31日まで
株式会社トラストバンク	東京都品川区上大崎三丁目1番1号	令和6（2024）年11月22日	令和6（2024）年11月22日	令和6（2024）年11月22日から令和7（2025）年3月31日まで
株式会社めぶきカード	茨城県水戸市南町3丁目4番12号	令和6（2024）年11月22日	令和6（2024）年11月22日	令和6（2024）年11月22日から令和7（2025）年3月31日まで

(地域振興課)

栃木県告示第64号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定により、軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消したので告示する。

令和7（2025）年2月25日

栃木県知事 福田 富一

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
有限会社石下油店	塩谷郡塩谷町玉生747-3	令和7（2025）年1月31日

(税務課)

栃木県告示第65号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人

等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第49条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和7(2025)年2月25日

栃木県知事 福田 富一

1 病院、診療所又は薬局

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
令和7(2025)年1月1日	クスリのアオキ鹿沼栄町薬局	鹿沼市栄町2-1-26
令和7(2025)年1月1日	おもちゃのまちさとう眼科	下都賀郡壬生町北小林1068-1
令和7(2025)年1月1日	よつば薬局壬生店	下都賀郡壬生町大字北小林字下新田1067-1
令和6(2024)年9月28日	フレンド薬局下野佐原店	下野市佐原230-7
令和7(2025)年1月1日	セントラル歯科	足利市伊勢町1-5-1 セントラル ハイツ101号
令和7(2025)年1月1日	室賀歯科医院	那須塩原市豊浦93

2 指定訪問看護事業者等

指 定 年 月 日	指 定 訪 問 看 護 事 業 者 等		訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 等	
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
令和6 (2024)年 6月1日	合 同 会 社 EMIRIZE	栃木市今泉町1-18-17 愛宕ハイツA101	クレア訪問看護ス テーション	栃木市今泉町1-18-17 愛宕ハイツA101

栃木県告示第66号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2の規定により指定介護機関の名称等を次のとおり変更した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和7(2025)年2月25日

栃木県知事 福田 富一

居宅介護事業者

変更年月日	居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		居 宅 介 護 の 種 類
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
令和7 (2025)年 2月1日	丸光ケアサービス 株式会社	栃木市箱森町50- 15	丸光ケアホームヘル プとちぎ（丸光 ケアホームヘルプ 栃木）	栃木市箱森町50- 15	訪問介護

(注) 表中の ( ) 内は変更前のもの

栃木県告示第67号

次の指定介護機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2の規定により指定介護機関の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和7（2025）年2月25日

栃木県知事 福田 富一

居宅介護事業者

廃止年月日	居宅介護事業者		居宅介護事業所		居宅介護の種類
	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
令和6 (2024)年 12月31日	エフビー介護サービス株式会社	長野県佐久市長土呂159-2	エフビー居宅介護支援事業所佐野	佐野市富岡町1509-1	居宅介護支援
令和7 (2025)年 2月1日	丸光ケアサービス株式会社	栃木市箱森町50-15	丸光ケアホームヘルプ大平	栃木市大平町富田376-8	訪問介護

(保健福祉課)

栃木県告示第68号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7（2025）年2月25日

栃木県知事 福田 富一

I

- 1 保安林予定森林の所在場所  
那須塩原市嶋内字曾里1498-1
  - 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び那須塩原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

II

- 1 保安林予定森林の所在場所  
宇都宮市石那田町字関山2191-3、字坊村山2193-5
- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

### 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字関山2191-3 (次の図に示す部分に限る。)、字坊村山2193-5 (次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び宇都宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## III

### 1 保安林予定森林の所在場所

那須烏山市大金字駒後内264-2

### 2 指定の目的

土砂の流出の防備

### 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字駒後内264-2 (次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那須烏山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## IV

### 1 保安林予定森林の所在場所

那須郡那珂川町大山田上郷字原沢392-2

### 2 指定の目的

水源の涵養

### 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## V

### 1 保安林予定森林の所在場所

鹿沼市下粕尾字城山1634-1、1634-2、1635、字入沢1644から1650まで、1651-1、1651-2、1652から

1654まで、1655-1、1655-2、1658から1665まで、1669、中粕尾字諏訪2169、2170、2172、字小門2173-1、2174から2176まで、2177-1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第69号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和7（2025）年2月25日から同年3月26日まで一般の縦覧に供する。

令和7（2025）年2月25日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
	一般国道293号	鹿沼市上殿町字大門宿245-4から 鹿沼市上殿町字大門宿244-1まで	令和7（2025）年 2月25日
	一般国道400号	大田原市新富町3丁目1821-4から 大田原市末広1丁目3676-1まで	令和7（2025）年 2月25日
58	一般県道 境間々田線	小山市大字南飯田481-1から 小山市大字南飯田481-1まで	令和7（2025）年 2月25日

(道路保全課)

公 告

○患畜の届出

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜が患畜となったことを発見した旨の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

令和7（2025）年2月25日

栃木県知事 福田 富一

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	頭羽群数	発生の場所又は区域	発生年月日	経過及び転帰
ヨーネ病	牛	患畜	2頭	那須町	令和7（2025）年2月13日	法令殺

(畜産振興課)

○県営土地改良事業に係る換地処分

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営上石那田地区土地改良（区画整

理) 事業内の土地について次のとおり換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

令和7(2025)年2月25日

栃木県知事 福田 富一

1 換地処分の年月日

令和7(2025)年2月13日

2 換地処分の内容

令和6(2024)年12月13日付け栃木県告示第563号で公告した換地計画のとおり。

(農地整備課)